

○令和元年度予算案（エネルギー対策特別会計）

・歳入歳出予算案の概要（エネルギー需給勘定）

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	618,109	燃料安定供給対策費	212,843
石油証券及借入金収入	1,443,900	エネルギー需給構造高度化対策費	354,491
備蓄石油売払代	10,101	独立行政法人/国立研究開発法人運営費・出資等	201,455
雑収入	24,599	事務取扱費	9,755
前年度剰余金受入	131,732	国債整理基金特別会計へ繰入・一般会計へ繰入	1,448,885
		予備費等	1,010
合 計	2,228,442	合 計	2,228,442

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しない。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入れの理由

（一般会計からの繰入金の額） 618,109 百万円

（繰入れの理由）

燃料安定供給対策では、石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進を図るための事業、石油国家備蓄の維持・推進、石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化を図るための事業等を行い、エネルギー需給構造高度化対策では、省エネルギーの促進、新エネルギーの普及及びエネルギー起源二酸化炭素排出の抑制を図る事業等を行う。

これらの対策に要する費用の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」に基づき、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入れを行う。

・借入金等の額及び借入金等を必要とする理由

（借入金並びに公債及び証券発行の額） 1,443,900 百万円

（理由）

国家備蓄石油購入資金及び国家石油備蓄基地建設並びに国家備蓄石油ガス購入資金及び石油ガス国家備蓄基地建設に要する費用の財源に充てるための借入金等の償還に充てるために必要な経費である。

・その他参考となるべき事項

（省庁別予算案額）

経済産業省分予算案額 2,058,264 百万円

環境省分予算案額 170,177 百万円

○令和元年度予算案（エネルギー対策特別会計）

・歳入歳出予算案の概要（電源開発促進勘定）

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
一 般 会 計 より 受 入	314,386	電 源 立 地 対 策 費	170,149
		電 源 利 用 対 策 費	15,603
周 辺 地 域 整 備 資 金 より 受 入	154	原 子 力 安 全 規 制 対 策 費	30,029
雑 収 入	1,122	国 立 研 究 開 発 法 人 運 営 費	93,876
前 年 度 剰 余 金 受 入	20,267	事 務 取 扱 費	25,761
		予 備 費 等	510
合 計	335,930	合 計	335,930

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しない。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入れの理由

（一般会計からの繰入金の額） 314,386 百万円
 （繰入れの理由）

電源立地対策では、発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置等を行い、電源利用対策では、発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための事業等を行い、原子力安全規制対策では、原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための事業等を行う。

これらの対策に要する費用の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」等に基づき、一般会計からエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に従って繰入れを行う。

・その他参考となるべき事項

（省庁別予算案額）

内閣府分予算案額 15,634 百万円
 文部科学省分予算案額 109,255 百万円
 経済産業省分予算案額 170,521 百万円
 環境省分予算案額 40,518 百万円

○令和元年度予算案（エネルギー対策特別会計）

・歳入歳出予算案の概要（原子力損害賠償支援勘定）

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
原子力損害賠償支援資金より受入	5,438	事務取扱費	0
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	12,014,100	国債整理基金特別会計へ繰入	12,019,709
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	0		
雑収入	5		
前年度剰余金受入	166		
合 計	12,019,710	合 計	12,019,710

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しない。

・借入金等の額及び借入金等を必要とする理由

（借入金並びに公債及び証券発行の額） 12,014,100 百万円
（理由）

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の規定により交付された国債の償還金の支出に要する費用の財源に充てるために必要な経費である。

○令和元年度補正予算（特第1号）（エネルギー対策特別会計）

・歳入歳出予算の概要（エネルギー需給勘定）

安心と成長の未来を拓く総合経済対策の一環として、

- ①防災・減災、国土強靱化の強力な推進
- ②経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援
- ③超スマート社会や持続可能な開発目標の実現に向けたイノベーションと社会実装の促進等

を図るため必要な経費の追加を行う。

（単位：百万円）

歳入	当初予算額	補正		改予算額
		追加額	修正減少額	
一般会計より受入	618,109	65,099	—	683,208
石油証券及借入金収入	1,443,900	—	—	1,443,900
備蓄石油売払代	10,101	—	—	10,101
雑収入	24,599	—	—	24,599
前年度剰余金受入	131,732	1,600	—	133,332
合計	2,228,442	66,699	—	2,295,141

歳出	当初予算額	補正		改予算額
		追加額	修正減少額	
燃料安定供給対策費	212,843	20,901	—	233,744
エネルギー需給構造高度化対策費	354,491	17,097	—	371,589
独立行政法人/国立研究開発法人運営費・出資等	201,455	28,700	—	230,155
国債整理基金特別会計へ繰入	1,448,885	—	—	1,448,885
事務取扱費	9,755	—	—	9,755
予備費等	1,010	—	—	1,010
合計	2,228,442	66,699	—	2,295,141

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しない。

・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入れの理由

（一般会計からの繰入金の額） 683,208 百万円

（繰入れの理由）

燃料安定供給対策では、石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進を図るための事業、石油国家備蓄の維持・推進、石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化を図るための事業等を行い、エネルギー需給構造高度化対策では、

省エネルギーの促進、新エネルギーの普及及びエネルギー起源二酸化炭素排出の抑制を図る事業等を行う。

これらの対策に要する費用の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」に基づき、一般会計からエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定へ繰入れを行う。

・借入金等の額及び借入金等を必要とする理由

(借入金並びに公債及び証券発行の額) 1,443,900 百万円

(理由)

国家備蓄石油購入資金及び国家石油備蓄基地建設並びに国家備蓄石油ガス購入資金及び石油ガス国家備蓄基地建設に要する費用の財源に充てるための借入金等の償還に充てるために必要な経費である。

・その他参考となるべき事項

(省庁別予算額)

経済産業省分予算額 2,121,764 百万円

環境省分予算額 173,377 百万円

○令和元年度補正予算（特第1号）（エネルギー対策特別会計）

・歳入歳出予算の概要（電源開発促進勘定）

安心と成長の未来を拓く総合経済対策の一環として、国民の安全・安心の確保を図るため必要な経費の追加を行う。

（単位：百万円）

歳入	当初予算額	補正		改予算額
		追加額	修正減少額	
一般会計より受入	314,386	3,477	—	317,863
周辺地域整備資金より受入	154	—	—	154
雑収入	1,122	—	—	1,122
前年度剰余金受入	20,267	—	—	20,267
合計	335,930	3,477	—	339,408

歳出	当初予算額	補正		改予算額
		追加額	修正減少額	
電源立地対策費	170,149	—	—	170,149
電源利用対策費	15,603	—	—	15,603
原子力安全規制対策費	30,029	3,247	—	33,276
国立研究開発法人運営費	93,876	—	—	93,876
事務取扱費	25,761	230	—	25,992
予備費等	510	—	—	510
合計	335,930	3,477	—	339,408

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しない。

・一般会計からの繰入金額及び当該繰入れの理由

（一般会計からの繰入金額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・317,863 百万円

（繰入れの理由）

電源立地対策では、発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置等を行い、電源利用対策では、発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための事業等を行い、原子力安全規制対策では、原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための事業等を行う。

これらの対策に要する費用の財源に充てるため、「特別会計に関する法律」等に基づき、一般会計からエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定へ電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に従って繰入れを行う。